

平成27年度 第10回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成27年10月30日（金）10時00分～12時00分
開催場所	産業貿易センター B102
出席委員	佐土原委員（会長）、奥委員（副会長）、木下委員、田中（稲）委員、津谷委員、中村委員、葉山委員、横田委員
欠席委員	池邊委員、井上委員、岡部委員、小熊委員、小長井委員、田中（伸）委員、堀江委員、水野委員
開催形態	公開（傍聴者12人）
議 題	1 アイテック株式会社（仮称）アイテックエコパーク横浜新設事業に係る第2分類事業判定届出書について 2 （仮称）横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価方法書について
報 告	1 横浜市環境影響評価技術指針について
決定事項	平成27年度第9回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
議事	<p>1 平成27年度第9回横浜市環境影響評価審査会会議録確認</p> <p>2 議題</p> <p>(1) アイテック株式会社（仮称）アイテックエコパーク横浜新設事業に係る第2分類事業判定届出書について</p> <p>ア 審査会に対し諮問した</p> <p>イ 判定手続について事務局が説明した</p> <p>ウ 第2分類事業判定届出書について事業者が説明した</p> <p>エ 質疑</p> <p>【佐土原会長】 ただいまの説明に関して何かご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。</p> <p>【奥副会長】 煙突について今回特に説明はありませんでしたが、以前の説明に関連しまして、計画地の北側にすでに稼働している他の焼却施設がいくつかありますが、それらの煙突高さを確認しました。シンシアは約80m、市の下水の汚泥を処理している汚泥資源化センターの施設は約45m、産廃を処理している三友プラントサービスは約57.5m、資源循環局の金沢工場が約130m。煙突の高さが、まとまった地域に立地している焼却施設であってもバラバラです。今回の計画地で予定されている焼却施設の煙突高さは約35mです。既存の他の施設に比べてかなり低いものになっているので、このあたりの考え方を改めてお聞きします。なぜこの高さなのでしょう。汚染物を拡散させる意味では、高いほうが広く拡散していくので、周辺に落ちる濃度は低くなります。そういうことを考えても35mが妥当な高さかどうかということについて、いかがでしょう。</p> <p>【事業者】 産業廃棄物焼却炉における弊社の実績上の煙突高さとしては、だいたい35mぐらいが実際一般的です。今回の計画におきましては、関係範囲のところの濃度について、影響濃度を確認しながら煙突の高さをすりあわせしながら決定しました。特に35mにおいて、周りの環境に濃度的に影響を与えるものではないと考えております。それと排出スピードに関しましては、できるだけガス上昇ができるようなスピードを検討してお</p>

りまして、ダウンウォッシュの影響がないようなスピードを計画しています。そういった意味で煙突の高さ、排出スピードについては十分検討したうえで設計をしたと考えております。

【奥副会長】

今の説明では、客観的に35mがベストの高さだと判断できる材料を示されたとは考えにくいので、今説明された内容を、数値を含めて客観的に表せるような材料を提示していただくとありがたいと思います。

【事業者】

その濃度に関しましては、今回の資料に拡散計算による大気汚染物質の予測ということで付けさせていただいています。スライド39ページになりますが、こちらが直近の保全対象の1つであります市立病院の方向面における大気拡散予測計算結果を提示させていただいています。二酸化窒素、ばいじん、これはSPMとして予測を行っています。塩化水素、二酸化硫黄、ダイオキシン、この5項目についての予測結果が表になっています。病院側に関しましては、最大着地濃度と病院の敷地付近の予測結果ということで2段階の予測結果を掲載させていただいています。こちらの最大着地濃度をみますと、寄与割合でいいますと、二酸化窒素ではバックランドに対して2.3%、SPMは0.6%、塩化水素はバックランドのデータが入手できていないので寄与分のみの記載になっていますが、こちらは0.00030mg/m³になっています。二酸化硫黄につきましては、寄与割合がちょっと高くなりまして23.2%、ダイオキシン類は28.0%になっています。これらの項目のなかでも環境基準が設定されているものについては、すべて基準をクリアできています。バックランドに寄与分を足したものでも基準をクリアできているということで、この高さ35mについても、相当の影響がないと判断し評価しています。

【奥副会長】

それは分かります。それは35mを前提とした予測結果です。35mを前提にした背景といいますか、35mではない別の高さと比較しても、35mがよいという根拠が、もう少しわかりやすいものがあればと思ひまして聞いたのですが。

【事業者】

35mという高さを今回前提に計算結果を出させていただいていますが、高さに関しましては先ほどお話がありましたとおり、高ければ高いほど着地濃度が低くなりますが、逆に影響範囲が広がってしまうということがございます。さらには、景観上の問題ということもございまして、あと航空法です。航空法は、59mが基準なので、そこに抵触することはないのですが、主に景観上の問題と、あと影響範囲を広げてしまうことの懸念から、現在の高さを設定させていただいたという経緯になっています。

【奥副会長】

そういった、なぜ35mにして、それを前提にした計算値を出したのかという説明を丁寧にすることが、特に周辺住民で関心を持っている方々も多いと思いますので、そういう方々に対しても重要かと思ひます。よろしくお願ひします。

【事業者】

はい。

【中村委員】

大気汚染物質については、例えば最大着地濃度、病院、第三住宅のところでどのくらいというのは分かりました。他のところは、全部2km離れているから、1.5km離れているから、4km離れているから影響がないとあります。焼却炉からの大気汚染物質の影響はないと思ひますが、搬入搬出の交通量等を考えたとき、全部いろいろのところについても、近くの搬入搬出の経路は分かるのですが、遠くのところは通ったとして

も、現行の交通量が圧倒的多いのでほとんど影響ないという判断なのではないでしょうか。何キロ離れているから大丈夫ですという、説明の仕方をもう少し詳しく教えていただければと思います。

【事業者】 固定発生源、計画地からの話であれば距離の話になります。運搬車両の話でいいますと動線との兼ね合いになります。現在予定している計画の動線というのが、計画地周辺では図で示させていただいた通りです。そこから先はいったん国道357号を経由して、各方面に移動していくという計画になっています。平成22年度におけるセンサスの結果を見ますと、国道357号の昼間12時間における交通量は25,499台になっています。これに対して、本計画で発生する交通量は、往復90台になっていますので、その割合としましては0.35%と非常に小さいものとなります。これを踏まえても、表現の仕方が適切ではなかったかもしれませんが、そのような根拠として、書かせていただいています。

【津谷委員】 スライド10ページ、排ガス処理計画で硫黄酸化物が、配慮書記載値で53ppmだったのが今回90ppmと倍近くになっています。この理由はなんですか。

【事業者】 配慮書に記載した数字は、プラント計画というものが規制値を遵守可能であるかなど検討するための試算値を載せておりました、実際、表記ミスもあったのですが、ばいじんのほうも0.029というようなものに対して、有効数字の表記ミスがありまして、0.03と書かせていただきました。もともとの記載数字が設計段階の試算値であって、今回のプラント計画の計画目標値ではないというのが、記載の違いになっています。

塩化水素、硫黄酸化物などの酸性ガスの除去能力が十分あるかの検討で、その振れ幅に対してその装置的なものが十分規制を守れるスペックがあるか試算するうえでの試算値を載せてしまいました。今回は計画目標値というかたちのものに、修正をさせていただきます。

【津谷委員】 計画目標値とは。

【事業者】 アイテックが自主管理として、この数字を公害防止を行う上で自主管理値として遵守する値に変えたということです。

【津谷委員】 53は、試算上これぐらいになるだろうという数字で、90はここまでは、抑えようとする値ですか。

【事業者】 そうです。試算値は、ある廃棄物に対して、これぐらいの発生があってこういった除去装置で除去効率がこれぐらいあるのを試算していった数字です。

【津谷委員】 スライド41、42ページあたり、あるいはスライド39、40ページあたりですが、最大着地濃度の寄与率が決して低くはありません。環境基準には適合しているけど、かなり高い値になっているのですが、特にダイオキシン類については、スライド10ページの触媒出口が1 ng-TEQ/m³で基準とピッタリの数字になっていますが、これをさらに落とす努力をさせていただきたいのですが。そういうことは考えられるでしょうか。

【事業者】 ダイオキシン類に関しましては、廃棄物の適正な燃焼管理をすることによって、基準値を下回るように運転管理を行う計画になっています。今回は焼却炉にボイラーをつけていますので、燃焼管理温度を徹底したうえで、高温でのダイオキシン類の発生の防止、ボイラーの方で若干再合成してしまいうことがありますが、そのあとにバグフィルターで活性炭のほうを噴入して吸着除去をして、さらに触媒装置を通りまして再合

成の除去をすることを、今回計画しています。

スライド10ページの表は自主基準として設定した数値であります、これはここまで出してよいということではなく、最大ここまでという前提の設定ですので、普段の運用上は、ここまで高くなるということはないという位置づけの数値です。

【中村委員】

スライド10ページの数字の説明は分かったのですが、設計段階で53ppmくらい出るところを、何かすごく硫黄酸化物が出るようなものが廃棄物の中で例えば100%くらい占めた時に、このくらいになるという考え方で目標値になるのでしょうか。どのようなかたちで90ppmという数字が出てきたか、プラントの設計上で、先ほど説明では、これがこれくらいあったら、これくらい、それがかなり倍近くになった理由だと、目標値というのはわかったのですが、その試算のやり方みたいなものを少し教えてください。

先ほどの最大着地地点のところ、第3住宅330m、市大280mで50mくらいの差ですか、風向がいろいろ変わるから違いが出るのは分かるのですが、それにしても最大着地点の二酸化硫黄が、第3住宅のほうでかなり寄与濃度が高くないですか。その点は、どうしてなのか、教えてください。

【事業者】

いろいろな試算について、今回扱うものが廃棄物ということで、偶然、硫黄分の含有が多いもの少ないものというような物があります。同様に塩化水素その他のものについても変動ということがあります。今回配慮書に載せてあった数字というものが、その中の1点であります。それに対して硫黄酸化物量が想定している濃度の高いものが入った時に、1番高い時で、ここまで、落とせるかというものを、いろいろ試算した数字があるのですが、その時の1点で、こちらのほうが硫黄酸化物の多い時の試算になっていました。計画目標値に関しましては、どのような廃棄物が入ってもこれ以上は出さないというような設定値、自主管理値というものになりました。そういった意味で、それぞれの数字というものをみて今回は、計画値を算出したもので出させていただいたこととなります。ここに書かれた硫黄酸化物や塩化水素に関しましては、発生、受入れの状態、廃棄物状態等を考慮して、ここまでの数字で抑える、それに必要な装置をつけているということです。

今申し上げたことを前提に、拡散計算を行っていますので、スライド40ページ前後の条件としては排出される最大値を前提として拡散予測を行っているという位置づけです。二酸化硫黄とかダイオキシン類は、今、一般環境濃度が非常に低くなってきていますので、寄与濃度の割合としては、大きくなってしまっています。

【中村委員】

質問の意味は、スライド39ページとスライド41ページの寄与濃度が、発生源から、280m、330mで、第3住宅の寄与濃度がほぼ倍くらいです。二酸化硫黄、ダイオキシン類は、風の向きが違うからこの濃度になったという理解でよろしいのですか。

【事業者】

計算の前提が、もともと2つの施設で異なる点がありまして、病院側というのは保全対象がそこにしかなかったもので、1風方向でしか見ていません。それに対して西側の住宅側はわりと面的に保全対象が広がっている、3方位分をまとめて、それだけ出現確率が高いという前提で予測を行った結果です。

- 【中村委員】 病院側も3方位でやる必要はないのですか。
- 【事業者】 本来であれば、16方位すべてでやるべきだと思うのですが、今回、限られた時間もございまして、それぞれの保全対象を絞った上で、最大限で可能な対応をさせていただきました。
- 【葉山委員】 スライド7ページ、施設配置計画図を見ますと、東、南側に緑地が带状にありますが、ここに但し書きで、緑地を兼ねた駐車場と書かれています。この緑地を兼ねた駐車場というのは、どういう構造で緑地機能が担保されているのですか。配慮書15ページを見ると緑地基準が15.38%で、緑地の環境をつくり育てる条例及び金沢工業団地建築協定で定める面積として、15%以上というぎりぎりの緑地の割合になっていると思うのですが。駐車場と緑地は、いくつかの方法で共存は可能ではありますが、緑地機能が、そこに車が止まりうることで相当程度下がるわけですが、これについて市としては、どういうふうに考えているのですか。
- 【事業者】 緑地を兼ねた駐車場ですが、いろいろな商品があるのですが緑化ブロックという車が乗っても大丈夫な形で計画しております。なお、緑地率に対してですが、金沢工業団地内で建築協定がありまして、規制値は13%になっています。それに対して、今回は15%以上確保していますので、緑地に対してもぎりぎりの数値ではないと考えています。
- 【葉山委員】 工業団地の緑地構造としては、その緑化ブロックというのは緑地として認められているのですか。
- 【事務局】 即答できないので、調べさせていただき回答させていただきたいと思います。
- 【葉山委員】 今、13%と言われましたが、緑地の環境をつくり育てる条例では、15%以上となっています。そのへんをどう解釈されるのですか。
- 【事務局】 併せて、確認させていただきます。
- 【佐土原会長】 計画地の近くに緑地とか公園がありますが、その公園を配慮対象地域としなかった理由は何かあるのですか。
- 【事業者】 公園に関しましては、計画地の周辺に数か所ありますが、計画地の直近で人が集まるような公園が見当たらなかったのと、直近に緑地といわれるものはたくさんあるのですが、そこに人が長時間滞在する可能性は少ないという判断をしましたので、保全対象としませんでした。
- 【佐土原会長】 比較的近くにありまして、公園ということなので、どんな形で利用されるか、不特定多数の人が来て利用する場でもあるので、それについて根拠というかも少し客観的な資料を基に、そのへんを示していただく必要があるかと思いますが。
- 【事業者】 承知しました。
- 【佐土原会長】 ほかに質問が無いようであれば、事業者からの説明は以上とさせていただきます。

オ 審議

- 【佐土原会長】 ご質問、ご意見等がありますでしょうか。
では、私の方から、配慮書の段階で、環境情報提供書として市民の方から、シンシアの時にぜんそくの問題で、いろいろ大きい問題になったということが情報提供としてあったと聞いていますが、そのあたりを少し詳しく説明していただけますか。
- 【事務局】 シンシアというのは、アイテックエコパーク事業予定地の北約2kmのところの位置に計画された、すでに供用している施設ですが、同じく

産業廃棄物の焼却処理施設です。先ほど奥委員から煙突の高さが80mと紹介された施設です。平成17年度に環境影響評価手続きを開始しました。処理能力が372 t/日で、条例上の第1分類事業にあたりますので、平成17年から平成18年にかけて方法書以降の全ての手続きを実施しています。その手続きの中で、市民意見を意見書で受け付けることが定められていまして、トータルで約6,300通の意見書、ご意見をいただきました。その中で特に多かったのがぜんそく、施設稼働に伴う大気影響によるぜんそくへの影響で2割程度頂いています。その他に、健康、環境保全上のご意見あるいは、ガスが飛ぶ距離のご意見等頂いています。平成18年に審査書という形で審議の方は終了しています。平成21年に試験稼働を始めて、平成23年から本格稼働して、今に至っている状況です。

【佐土原会長】 平成21年から6年くらいたっていますが、現在というかその後の状況について、何か把握していますか。

【事務局】 シンシアについては、事後報告書等で実際にどのくらいの排出濃度が出されているか等の報告をいただいています。市の規制部署でも確認しています。稼働後シンシア自体も、情報提供等を近隣の市民の方にもして、何かあった時でもすぐ情報を提供していると聞いています。

【佐土原会長】 特に問題とかは、あるのでしょうか。

【事務局】 特に聞いてはいません。

シンシアのことだけでなく、地域その他からいろいろなご意見がこの間私どもに届いているものをご紹介します。近隣自治会から、ご意見を頂いています。シンシアに限らずこの事業の関係について、配慮書が公開されたのでそれ以降ということになりますが、煙突からの排出物が、住宅までくるのではないかと。ぜんそくについてもきちんと考えてほしいなど。並木ぜんそくという話もされていきました。先ほど煙突でいろいろ話がありましたが、廃棄物処理施設が複数稼働しているということの不安、あるいは、中村委員からルートの話がありましたが、かなりいろいろなところからトラックで運ばれてきますので、トラック運行が増えるのではないかと懸念等もいただいています。また、住民への周知方法についても、工夫して欲しいなどのご意見もいただいています。

それから、金沢産業団地内につきましては、事業者から組織された協議会があります。そちらの中ではいろいろなルールというか協定を設けているので、そことの関係はどうなのかということも協議会からいただいています。

また、先日の横浜市議会においても、この事業の関係の環境アセスメント判定手続きについてのご質問をいただいています。また、ご意見として、周辺の住民が健康への影響等について不安を抱えていることや産業団地内にある事業所は、既存の焼却施設も含めて、それぞれが努力をして、住民との共存共栄を図ろうとしているといった声や、市民の声をぜひ審査会に伝えていただいて、慎重に審議してほしいとご要望をいただいています。それから、今後、アセスの手続きだけでなく、いろいろな場面で地元で説明する機会があると思うが、そこで寄せられた意見に対し、きちんと真摯に受け止め、地域に配慮した事業となるよう、市として、しっかり指導してほしいとのご意見もいただいております。

私どもが、把握している地域の状況は以上です。

- 【佐土原会長】 さらに工業団地として集積した形になっているのですが、金沢区のぜんそくに係る状況とかは、何かありますか。
- 【事務局】 シンシアの時も、金沢区の小学校のぜんそく被患率の話が話題に出ていました。おそらく今も調べていると思いますので、事務局で調べて、次の審査会までに報告できれば、報告したいと思います。
- 【横田委員】 将来の工業団地の計画について、分かれば教えていただきたいのですが。工業用地から部分的にこの地域が、商業施設に転用されていくような可能性とかは、今後考えられるのでしょうか。
- 【事務局】 たぶん、商業施設になるということはないと思います。協議会という組織の中でも、土地の使用の協定があるようですので、みなさんの方で考えていくことになると思います。
- 【横田委員】 小柴の米軍跡地の公園整備が計画されていると思うのですが、工事期間としては、重複するのですか。
- 【事務局】 小柴の跡地を公園にする事業につきましては、非常に規模が大きいことから1期、2期と分けて進める計画になっています。いずれにしても、かなり長期的な10年どころではないスパンがかかるものですので、当初の段階で重複する可能性はありますが、基本的には小柴の公園の方は、ロングスパンで進めていくこととなります。事業者の第2分類事業判定届出書では平成28年6月から平成29年12月となっています。小柴は方法書審議が終わったばかりなので、これから準備書の形になりますので、着手時期もずれると思われると思います。
- 【中村委員】 先ほど搬入搬出で、搬入の時のトラックの台数が少ないので寄与率が少ないことは分かったのですが、産廃を運ぶトラックは、シートを必ずかけるとか、そういう決まりがあるのですか。持って来た所は建屋内で粉じんが外に出ないとなっていますが、トラックの産廃がオープンになっていると、そのときの臭いとかチリがものすごいものがあつた時に影響があるので、何かの法で規制があるか教えてもらえますか。
- 【事務局】 おそらく、あると思いますが、その詳細までは分からないので、次回審査会で報告させていただきます。
- 【佐土原会長】 他には、よろしいでしょうか。それでは、今日いろいろご意見をいただきましたので次回以降改めて、資料等を準備していただいた上で審議を継続したいと思います。それでは、ただいまの議論に関して、事務局の方から、確認をお願いします。
- 【事務局】 奥副会長から、煙突の高さについて、35mの科学的客観的な理由がないということで、こちらについては資料提供ということで、次回以降に提出させていただきたいと思います。
- 中村委員から、交通量のことで、国道の交通量に対して通行車量は少ないが、その影響についてのご意見がありました。また産廃のトラックの収集運搬をする際の決まりごと等についての質問がありましたので、事務局のほうで説明させていただきたいと思います。
- 更に中村委員から、最大着地の部分で、病院側と住居側でシミュレーションの結果が大きく違っているという指摘がありました。理由としては、風向の前提が違うということで、回答がありました。
- 津谷委員から、プラントの試算値と計画目標値についてのご意見がありました。
- 葉山委員から、緑地について、駐車場を兼ねているので、その解釈に

についてのご意見がありました。

佐土原会長から、緑地を配慮の対象としなかった理由、環境情報提供書のシンシアのことについて、それから現状の住民の方々及び工業団地、市会からの意見等についてご意見がありました。併せて、ぜんそくについては、次回事務局のほうから、資料を提出させていただきたいと思います。

横田委員から、用地の商業用地への転用、小柴の工事予定との兼ね合いについてのご意見がございました。

【佐土原会長】 以上でよろしいでしょうか。また議事録での確認もよろしく願います。

(2) (仮称) 横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価方法書について

ア 事務局が指摘事項一覧等を説明した。

イ 事業者が、「環境影響評価方法書における質疑及び意見の概要、事業者の説明等」について説明した。

ウ 質疑

【奥副会長】 説明会にいらした方の男女の比率や年齢は、どういう傾向であったか参考までに教えてください。

【事業者】 あくまで印象ということでよろしいでしょうか。年齢層は、バラバラで、台町、鶴屋町からの皆様が多くいらした状況でした。男女比率は夫婦で来られた方もいらっしゃいましたが、どちらかと言うと男性の方が若干多いという状況でございました。

【佐土原会長】 他に無いようなのでこれで質疑は終了とします。事業者の方は退場してください。

エ 審議

【佐土原会長】 審議に入ります。何か追加でご質問等がありますか。

【木下委員】 大気質の予測で、プルームパフ式を使っていいのかという質問が前回の審査会であったようですが、この事業は高いところに発生源があるのでしょうか。低いところだと競合してしまうため、プルームパフ式で予測ができないと思われま。ある程度高いところで、拡散していかないと出来ないと思えますが。

【事務局】 発生源は低層にあります。前回の審査会終了後に水野委員に確認いたしました。水野委員の指摘の意図は、この場所はビルが林立しているため、通常のプルームパフ式だと移動発生源からの拡散についてビルが谷間になって滞留する現象をきちんと評価できないため、建物を考慮したプルームパフ式を使うべきということだったようです。

横浜駅西口駅ビル計画では同じやり方で行っていたので、事業者はそれを踏襲して行いますと前回の審査会で回答しており、水野委員からは、横浜駅西口駅ビル計画と同じ手法で評価できると聞いています。

【木下委員】 専門の先生が言っているならそれで結構です。単純な計算式ではできないと思えますので、しっかりと理屈を考えておかれた方がいいかと思えます。

【佐土原会長】 その点に関しては今後注意しながら行ってもらおうということで願います。他にご意見がないようなので、この審議は終了とします。

(3) 技術指針の改定について、事務局より小長井委員へのヒアリング報告等を説明した。

【佐土原会長】 特に質問なければ審議はこれで終了とします。

- 資料
- ・平成27年度第9回(平成27年9月29日)審査会の会議録(案)
 - ・アイテック株式会社(仮称)アイテックエコパーク横浜新設事業が環境に及ぼす影響について(諮問文) 事務局資料
 - ・アイテック株式会社(仮称)アイテックエコパーク横浜新設事業計画段階配慮手続及び第2分類事業に係る判定手続きについて 事務局資料
 - ・アイテック株式会社(仮称)アイテックエコパーク横浜新設事業に係る配慮市長意見書 事務局資料
 - ・アイテック株式会社(仮称)アイテックエコパーク横浜新設事業に係る第2分類事業判定届出書の鑑 事務局資料
 - ・アイテック株式会社(仮称)アイテックエコパーク横浜新設事業に係る第2分類事業判定届出書の説明資料 事業者資料
 - ・(仮称)横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
 - ・(仮称)横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価方法書における質疑及び意見の概要、事業者の説明等 事業者資料
 - ・(仮称)横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業 「環境影響評価方法書」に関する縦覧及び説明会開催のお知らせ 事業者資料